

令和8年度第2回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年5月15日(金)
午前9時30分 ～ 午前11時05分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 17 名
欠 席 総 数 1 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	欠席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人なし

令和 8 年度第 2 回総会

(開始時刻 9 時 3 0 分)

事務局（村田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 17 名、欠席委員は 1 名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、本日の総会が、成立いたしますことをご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、議長である会長の開会の宣告ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、令和 8 年度第 2 回定例総会の開会を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして、私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 10 番、田上光義委員と議席番号 11 番、河本隆一委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 1 筆で、面積は 109 m²、位置図は 5、6 ページ、公図は 7、8 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南南東へ約 1.1 km に位置する、農業振興地域内白地の農地です。

じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅 [REDACTED] に位置し、譲受後は、なす、きゅうり等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書3ページをお開きください。6番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田3筆で、合計面積は3,211㎡、位置図は26ページから29ページ、公図は30、31ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から西北西へ約800mに位置する2筆と北西へ約700mに位置する1筆で、[REDACTED] 番は過去に農業公共投資の対象となった農地で、残りの2筆は農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、経営規模拡大のため近隣の農地を求めた譲受人の申し出に、相続したものの自分では耕作できず農業後継者もない譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅 [REDACTED] に位置する2筆及び、自宅から [REDACTED] の距離に位置する譲受人の耕作地に隣接している1筆で、譲受後は、水稻を作付けする予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、7番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、面積は326㎡、位置図は32、33ページ、公図は34ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から西北西へ約800mに位置する農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、経営規模拡大のため近隣の農地を求めた譲受人の申し出に、30年来耕作していない譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅 [REDACTED] に位置しており、譲受後は、水稻を作付けする予定で、売買による所有権の移転となっております。

3ページに戻りまして、8番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は50㎡、位置図は35、36ページ、公図は37ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から西北西へ約800mに位置する農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、維持管理のできない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅 [REDACTED] に位置しており、譲受後は、牧草を作付けする予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書4ページをお開きください。9番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、面積は244㎡、位置図は38、39ページ、公図は40ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から東北東へ約1.9kmに位置する農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、不動産会社の仲介により申請地の [REDACTED] に位置している宅地とあわせて申請地を取得し、新規に農業を始めるものでございます。申請地は、

譲受人の転居予定の住居 ■■■■■ に位置しており、譲受後は、既存の果樹に加えて、ピーマン、ナス、ミニトマト等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有または購入か借り受ける予定であり、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番及び4番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。さる、5月7日、事務局2名、農業委員2名で、現地を調査いたしました。まず、1番ですが、この土地は、譲受人の自宅 ■■■■■ する農地でございますが、現在、管理が行き届かないということで、申し出があり、贈与により、譲り受けるものであります。現在、柿、レモン等が植えられておりまして、それを、維持管理していくとのことでございます。何ら、問題ないと思います。次に、4番の案件ですが、これも、5月7日、事務局2名、農業委員2名で、現地を確認しました。譲受人は、長年に亘りこの農地に、利用権を設定し、米を作っております。耕作や維持管理が困難な譲渡人からの申し出に、譲受人が応じたものでございます。譲受人は、農業を本気でやっておられます。機械も全部揃っておりますので、何ら、問題ないと思います。以上です。

議長（山田会長）

続いて、2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。4月30日、委員2名、事務局2名で、現地調査を実施しました。経営規模拡大のため、以前、譲受人は利用権の設定を譲渡人に申し出てい

ましたが、その時は、合意できませんでした。昨年度の農地パトロール時には、雑草が繁茂し、遊休農地化していましたが、調査時は、保全管理がなされておりました。

譲渡人は、管理に苦慮していたことから、譲受人が申し出に応じたものです。宜しくご審議ください。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番、田上です。5月1日、委員2名、事務局2名で、現地を確認しました。譲受人は、過去、利用権を設定し、麦を作付けしておりました。私も確認しております。2枚の田と1枚の田が少し、300mぐらい離れています。譲受人は、現在、本気で作付けをやってあって、川棚、黒井、室津の3個所で耕作しております。室津が主体ですけど。機械は全て所有しております。したがって、譲受人に対しては、何ら支障はないと思います。譲渡人は、過去から、全く、農業をしておりません。それで、この度の、贈与に至ったものでございます。ご審議の程、宜しくお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、5番及び9番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

16番、河本です。議案第1号の5及び9について、報告いたします。去る5月8日、農業委員2名、事務局2名で、現地を確認いたしました。まず、議案第1号の5についてですが、現地は、譲受人の[]であり、今後は、自家用野菜を栽培し管理するとのことです。何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。続きまして、議案第1号の9についてですが、譲受人は、[]建物と共に申請地を譲り受け、1部に栗、梅などが植えてありますが、それを残して、自家用野菜を栽培するとのことです。何ら、問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続いて、6番から8番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、

報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

1 2 番の坂田です。6 番から 8 番の案件について、現地確認のご報告をいたします。5 月 7 日に、事務局 2 名、農業委員 2 名で、現地確認をいたしました。6 番から 8 番の譲受人は、同一でございますので、合わせて、ご説明いたします。

譲受人さんは、会社勤めしながら、農業をやっている方で、経営面積としては、2 ha ぐらいで、主に、飼料作物を中心にやられている方です。この度、6 番と 7 番の農地については、水稻をする為に取得し、8 番については、飼料作物のイタリアンを植えられるとのことでした。水稻については、初めてですが、田植え機、コンバインは、購入されるということです。そして、乾燥については、地元の共同乾燥施設に出されるということで、問題はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 2、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可についてをお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書 4 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑 2 筆で、転用面積は 7, 8 1 4 m²、位置図は 4 4、4 5 ページ、公図は 4 6、4 7 ページ、土地利用計画図は 4 8 ページをご覧ください。申請地は、特牛駅から、東南東へ約 1. 5 k m に位置している、農業振興地域内の農用地で、令和 7 年度第 1 1 回総会において、農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、

ご審議いただき、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答した案件で、令和8年3月27日付けで、畑から農業用施設用地に、用途区分が変更されたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、作物の成長に伴い、既存の倉庫では保管スペースが不足したものの、屋外保管は品質劣化や安全面での問題があるため、農業用倉庫を建築するものでございます。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも農地の方が高位置にあり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。汚水の発生はなく、雨水のみ、自己所有地である隣接地や私水路を経由して道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、この度の転用については、下関市豊北町農地開発土地改良区から、農地転用について異議がない旨の内容が記載された意見書が、提出されております。なお、本件は無断転用案件で、令和2年に農業用施設用地として一時利用の5条転用許可がされており、令和4年に農業用倉庫を撤去し、原状回復する予定だったものの、そのまま農業用施設用地として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第4条第6項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書42ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は3,350㎡、位置図は49、50ページ、公図は51ページ、土地利用計画図は52ページをご覧ください。申請地は、特牛駅から、東へ約1.6kmに位置している、農業振興地域内の農用地で、令和7年度第11回総会において、農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、「農地法違反の状態を是正するよう求める」との意見を付して回答した案件で、令和8年3月27日付けで、畑から農業用施設用地に、用途区分が変更されたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、農作業の機械化に伴い、機械の保守点検を迅速に行える整備スぺ

ースの確保が必要となったため、農業用倉庫を建築するとともに、洗車場と、陸稲1.5ha分、キャベツ等2.0ha分、お茶0.63ha分の育苗用地を整備するものでございます。一体利用地は自己所有地であり、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地よりも農地の方が高位置にあり、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。汚水は、雨水とともに、農業用排水路や自己所有地である隣接地を経由して道路側溝に放流されますが、水理計算書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、この度の転用については、下関市豊北町農地開発土地改良区から、農地転用について異議がない旨の内容が記載された意見書が、提出されております。なお、本件も無断転用案件で、令和3年頃に農業用倉庫を建築し、農業用施設用地として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されております。

本件も、農用地を対象とした農地転用ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第4条第6項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書43ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、転用面積は0.90㎡、位置図は53、54ページ、公図は55、56ページ、土地利用計画図は57ページをご覧ください。本案件は、令和5年6月2日付けで、営農型太陽光発電設備の設置を目的に5条許可された案件で、この度一時転用許可の期間が満了することから、改めて、申請がなされたものでございます。なお、令和7年度第10回総会にてご説明させていただいたとおり、今回は4条許可申請となっております。

前回までは、農地転用許可制度上の具体的な取り扱いについては、農林水産省局長通知にて運用しておりましたが、令和6年の省令改正により、許可基準や必要な申請書類は、農地法施行規則で明確化され、規則で定められた内容や実施に係る具体的な考え方や取扱いについて、ガイドラインが定められております。この度の改正で、事務局の意見ではございますが、一番の変更点は、下部農地面積の運用が変更された点で、とても重要な部分だと考えています。下部の農地にお

いて栽培する農作物の単収が、地域の平均的な単収に比べ、2割以上減少した場合は、営農の適切な継続が確実とは認められません。局長通知では、「設備の直下の農地及び当該施設により日陰が生じる農地の面積」となっていたものが、ガイドラインでは、「設備の^{ぞん}存する区域全体の農地、発電設備の設置された農地の1区画全体となりました。

令和7年については、イノシシやシカによる、鳥獣被害により、単収が、地域の平均的な単収に比べ大幅な減収となっておりますので、令和6年の状況報告書でご説明いたします。報告書では、里芋の作付面積は、パネルの設置面積である、446.37㎡で算出し、地域の平均的な単収に比べ、101%となっておりますが、これを、農地全体の面積で算出した場合は、13.6%、発電設備全体で算出した場合でも、平均的な単収の35%程度しか収穫実績がありません。事務局でも、このような状況で、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認めても良いのか否か、疑義が生じたので、耕作者に確認をさせていただきました。耕作者からは、1、令和6年の里芋の収穫量は、近年の猛暑による水不足と思われる生育不良が一部発生し、平均的な単収の80%を確保することができなかったものです。また、報告書には、誤って、販売量を記載したもので、種芋を含めた収穫量で算出した場合は、35%が67%程度となり、設備による遮光率等の影響ではないと判断している。2、鳥獣被害対策については、2月に報告したとおり、ステンレス入りの防獣ネットへの切替やネット上部からの侵入を防ぐ対策等を考えており、今後の営農には支障ないと考えている。3、今回は、里芋の作付けをやめ、1年目は、そば、2年目が、大豆、3年目は、さつまいもの作付けを計画しており、十分な収穫は確保できると考えている。4、この度の規則改正、ガイドラインの制定により、下部農地面積の運用が変更された点については、理解しているが、現状では、設備の下部農地以外に作付けしても、十分な収穫は見込まれないことから、土壌改良等が必要であり、今年については、設備が設置してある部分のみを、作付面積として、認めていただきたい。との、説明がありました。

事務局といたしましては、4番の作付面積については、申請者の希望通り認めることとし、毎年、知見者の所見が記載された栽培実績書が提出され、営農状況についても確認できることから、この度については、許可処分が妥当であると判断させていただきました。本件は、3箇年の一時的な利用で、令和8年6月2日付けでの許可となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1 番及び2 番の案件につきまして、議席番号 1 7 番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

1 7 番の岩本です。1 番と2 番は、申請者、転用目的も同じですので、合わせてご報告いたします。

すぐる、令和8 年5 月8 日に農業委員2 名と事務局職員2 名で現地を調査いたしました。どちらも、2 月の総会で、「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」でご審議いただいた案件で、先程、事務局の説明にもありましたが、用途区分が、農業用施設用地に変更されたことから、申請がなされたものです。どちらも、追認案件で、既に、土地利用計画図どおり整備されており、始末書の内容も確認させていただきました。転用目的が、どちらも、農業用施設用地としての利用であり、この度の転用による、周辺農地への影響も少ないことから、致し方ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、3 番の案件につきまして、議席番号9 番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席9 番の石田です。3 番の案件について調査確認いたしましたので、ご報告いたします。5 月1 日、農業委員2 名、事務局職員2 名で、現地を調査いたしました。先程、事務局の説明のとおり、いろいろと国の考え方、制度も変わってきておりますし、単収の判断にも影響がございますので、しっかり、事務局で対応をお願いいたします。この案件については、営農型太陽光発電設備、令和5 年6 月2 日許可の3 回目の更新にあたります。登記面積は、3 2 a ですが、作付面積は、4 4 6 m²です。転用面積は、スクリー杭等の設置の、0. 9 m²となっております。営農計画では、そば、大豆、サツマイモとなっておりますが、現地を確認しますと、施設の下部には、すでに全面に黒マルチが張られており、周囲には、昨年、若干、獣害被害があったということで、簡易なネットが張られ、その辺の対策はされておりました。したがって、今年の場合は、サツマイモを作付けするの

ではないかと思われます。耕起された状態となっておりましたので、今後の営農実績を期待されるところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

3番の新久保です。1点、教えていただきたいんですけど、50ページの地図を見ますと、申請地の左側に風力発電がありますが、これについての、保安距離等、何か制限があるんですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いいたします。

事務局（坂元事務局長補佐）

保安距離等については、確認していませんので、確認し後日ご報告させていただきます。

議長（山田会長）

新久保委員、よろしいですか

新久保克己委員

はい

議長（山田会長）

外に何かございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり、許可とすることと決しました。

なお、全て、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第3、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可についてお諮りします。審議にあたり、本来であれば、1番から5番までをお諮りするところですが、4番の案件につきましては、日程第4、議案第4号、農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定についての承認相当が要件となることから、議案第4号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

それでは、1番から3番及び5番の案件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書58ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田1筆で、転用面積は62㎡、位置図は61、62ページ、公図は63ページ、土地利用計画図は64ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から東南東へ約600mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、自己用住宅を敷地拡張するもので、申請理由につきましては、自動車を通るための通路を整備するもので、高齢のため耕作が困難となった譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。贈与による所有権の移転となっております。一体利用地は譲受人の所有地であり、土地利用計画と建ぺい率からみて、計画面積は適当であると判断いたしました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、コンクリート土嚢を設置する予定です。汚水は、公共下水道で処理される予定で、雨水のみ、道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は無断転用案件で、昭和55年頃に、自家用車の進入路として利用していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

2番、3番は、関連案件となっておりますので、合わせてご説明いたします。総会議案書58、59ページをお開きください。

2番の転用目的は、非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、施設等の売買先については、備考欄記載の法人になる予定です。3番は、2番の太陽光発電設備の設置に必要な、工事用進入路を一時的に整備するものでございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。2番の登記地目は田2筆で、転用面積は1,834㎡、3番の登記地目は田3筆で、転用面積は114.74㎡です。位置図は65、66ページで、67ページに3番の拡大

版となっております。2番の公図は68ページ、2番の土地利用計画図は69ページ、3番の公図は70ページ、3番の土地利用計画図は71ページをご覧ください。申請地は、下関市役所小月支所から北東へ約700mから800mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございますので、申請者からは、代替地比較検討表が提出されております。

2番の申請理由につきましては、申請地周辺は、日当たりが良く、計画の規模、用途に合うことからこの度の計画に至ったもので、離農状態で農業後継者のいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。また、3番の申請理由は、2番の太陽光発電設備の設置工事に必要な進入路が確保出来ないことからこの度の計画に至ったもので、借受人が要望し、貸付人が応じたものでございます。2番は、売買による所有権の移転で、3番は、使用貸借による権利の設定となっております。2番には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。3番の一体利用地は法定外公共物のみであり、下関市道路河川管理課が承諾していることから確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。2番の土砂の流出対策でございますが、申請地の一部に隣接した農地がございますが、畦畔で分断されておりますので問題なく、3番の土砂の流出対策としては、申請地内には敷(しき)鉄板(てっぱん)を敷設(ふせつ)する計画となっております。

2番および3番とも、汚水の発生はなく、雨水は、直接または隣接地を經由して農業用排水路に放流されますが、譲渡人の所有地であり、土地所有者として了承しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。また、3番の案件は、一時的な利用であり、工事終了予定である、許可後2箇年までに、原状回復する旨が記載された誓約書が下関市農業委員会会長あてに提出されております。

どちらの案件も、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書60ページをお開きください。5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は畑1筆で、転用面積は157㎡、位置図は76、77ページ、公図は78ページ、土地利用計画図は79ページをご覧ください。申請地は、下関市役所豊田総合支所から、南南西へ約3.2kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」でございます。

転用目的は、介護施設の憩いの広場として整備するものでございます。申請理由は、入居者が自然や動物と触れ合うことのできる憩いの広場を、河川に隣接し、

交通事故等の危険がないよう、障害者介護施設からの移動距離が最短となる申請地に計画したもので、市外に在住し、今後も耕作の意思のない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、コンクリートブロックを設置する予定です。汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は無断転用案件で、昭和10年頃に建築した倉庫を昭和30年頃に解体後、一部で自家消費用の野菜を栽培していたことから、平成25年に国土調査の成果で登記地目が宅地から畑に変更されたものの、当時の耕作者が亡くなり、譲渡人も市外在住であったため、その後放置し、結果的に荒廃農地となってしまったことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしており、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することという条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番及び5番の案件につきまして、議席番号16番、河本肇委員、報告をお願いいたします。

河本肇委員

16番、河本です。議案第3号1番及び5番について、ご報告いたします。5月8日、農業委員2名と事務局2名で、現地を確認しました。議案第3号1番ですが、現地は、自家用車の出入りに伴い通路を設置したもので、長年利用していたものです。始末書が提出されています。致し方ないと思います。ご審議の程、お願いいたします。議案第3号5番について、ご説明いたします。この農地は、地籍調査により宅地から畑に変更されたものです。譲受人は、申請地に隣接している住居を介護施設として整備し、申請地を憩い場として利用するものです。これについては、何ら問題ないと思います。ご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、2番及び3番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番の新久保です。2番と3番の案件について、現地確認の結果を報告します。4月30日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。先ず2番の案件ですけれども、申請地の東側は山林に隣接していましたが、他は一段低い農地等でひらけており、日当たりの良い場所であります。申請内容は、譲渡人は、離農状態で農業後継者もいないことから、太陽光発電設備を計画した譲受人に売買により譲渡するものです。汚水はなく、雨水は、従前通り農業用排水路又は隣接地に放流するものです。2種農地であり、支障ないと思われます。

3番の案件ですが、2番の案件の太陽光発電施設の建設工事に必要な進入路を整備する計画に、貸付人が承諾したものです。なお、借受人、貸付人は、2番の譲渡人、譲受人と同じであります。また、借受人からは、原状回復契約書が提出されており、問題ないと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可についての、1番から3番及び5番の案件について、原案のとおり、許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、原案のとおり許可とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第4、農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について及び議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可についての4番の案件について、お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

本議案は、山口県知事に許可された案件を変更するもので、農業委員会は、意見決定し、その旨を、山口県知事に進達するものでございます。本案件は、議案第3号4番と同一案件ですので、議案第4号1番の説明の後、続けて議案第3号4番についてご説明いたします。総会議案書80ページをお開きください。

1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は、8 1、8 2 ページ、公図は 8 3 ページで、変更前の土地利用計画図は、8 4 ページ、変更後の土地利用計画図は、8 5 ページをご覧ください。

変更内容は、目的の変更と事業の継承、期間延長、土地利用計画の変更でございます。変更前の 5 条許可申請が自己用住宅の建築であり、申請地の、造成工事は完了しております。変更理由については、議案書にも記載しておりますが、現事業実施者が重度の障害者認定を受け、住宅の建築を断念し、この度の計画変更に至ったものでございます。

総会議案書 5 9 ページをお開きください。説明の前に訂正がございます。備考欄に農地の区分第 2 種農地と記載しておりますが、正しくは、第 1 種農地でした。併せて該当条文も訂正しておりますので、本日お配りした総会議案書 5 9 ページ差替え分への差し替えをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

それではご説明いたします。4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田 1 筆で、転用面積は 2 9 5 m²、位置図は 7 2、7 3 ページ、公図 7 4 ページ、土地利用計画図は 7 5 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約 1. 1 k m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地で、「第 1 種農地」でございます。

該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、貸資材置場を整備するもので、申請理由につきましては、既存の資材置場が豊北町にあり、旧市内で作業するには遠く不便なため、分室に隣接する申請地に計画したもので、大病を患い、住宅の建築を断念した譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

法人からの借受申込書も添付されており、贈与による所有権の移転となっております。本件には一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しています。隣接地を通行することにつきましては、通行承諾書があるため支障ありません。申請地に隣接した農地はありません。汚水の発生はなく、雨水のみ、直接または隣接地を経由して道路側溝に放流されますが、隣接地の所有者から承諾を得ていることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、第 1 種農地を対象とした農地転用ではございますが、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。 また、工事の完了の報告があつ

た日から３年間、６か月ごとに事業の実施状況を報告することという条件を付して許可することとし、事業の実施状況報告書が提出された場合には、農業委員と事務局職員又は事務局職員で、現地確認を行い、総会にて報告することといたします。

なお、本件は、議案第４号１番に関する県の承認と同時施行といたします。
以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号１２番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

１２番の坂田です。５月７日に事務局２名、農業委員２名で現地を確認しました。これは、事業計画変更と新たに５条申請が提出されたものです。ここは、以前、平成３０年に自己用住宅として許可されたものですが、事務局からも説明がありましたが、現事業実施者が、重度の障害の認定を受け、事業が進められないということで、この度の目的の変更、事業の継承、期間延長、そして、土地利用計画の変更を行うものです。今回譲り受けられる方は、この度の申請地の横に譲受人が経営する会社の分室があることから、この度、貸資材置場の整備を目的に、５条申請がありました。事務局からも説明がありましたが、周辺の農地に対しても問題はなく、立地基準からも問題ないと思いますので、ご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。それでは、議案第４号、農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について、原案のとおり承認相当とすること及び、議案３号、農地法第５条第１項の規定による許可についての４番の案件について、原案のとおり許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって、議案第４号、農地法第５条第１項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定については、原案のとおり承認相当と決しましたので、その旨の意見を付して山口県に送付することとします。

また、議案第３号、農地法第５条第１項の規定による許可についての４番の案

件については、原案のとおり許可することと決しましたので、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に、議案第4号1番の承認と同時許可とします。

議長（山田会長）

次に、日程第5、議案第5号、現況確認についてをお諮りします。タブレットの準備をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

それでは、ご説明いたします。総会議案書86ページをお開きください。1番申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は2,718㎡、位置図は88、89ページ、公図は90、91ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、黒井村駅から東南東へ、約1.8kmに位置する土地でございます。令和8年5月1日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地との判断になっております。

86ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は396㎡、位置図は、92、93ページ、公図は94ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。

申請地は、下関市役所安岡支所から北西へ約1.2kmに位置する土地でございます。令和8年4月30日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は概ね灌木が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、非農地との判断になっております。

総会議案書87ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑5筆で、合計面積は3,102㎡、位置図は、95、96ページ、公図は97ページから99ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から北北東へ約1.3kmに位置する土地でございます。令和8年4月30日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、申請地は山林化した土地を含む山林に隣接し、一部に灌木が繁茂していましたので、現況確認証明書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、非農

地との判断になっております。

８７ページに戻りまして、４番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑１筆で、面積は３６７㎡、位置図は、１００、１０１ページ、公図は１０２ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊浦総合支所室津支所から北西へ約６００ｍに位置する土地でございます。令和８年５月１日に、農業委員２名、最適化推進委員１名と事務局職員２名で現地調査を行いました結果、申請地は保全管理がされており、現況確認証明書交付事務取扱要領第５条に規定する非農地としての認定基準に該当しないと判断し、農地との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、１番及び４番の案件につきまして、議席番号１０番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上 光義委員

１０番の田上です。現地調査の結果をご報告いたします。５月１日、最適化推進委員１名、委員２名、事務局員２名、計５名で現地を確認しました。

１番と４番の案件ですが、まず１番についてですが、写真に写っている大きな木はヒノキで、おそらく、昔、ミカンの防風林だったと思いますが、かなり大きな、直径４０ｃｍは超えていたと思います。それと中は、灌木等がありましたので、農地として利用することはできないとの意見に至り、非農地との判断になりました。

４番の案件ですが、申請地は、工場、水産会社の裏で、現在工場は利用されていませんが、申請地は、草を刈って管理されていたので、私たちは、農地判断とさせていただきました。

ご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、２番の案件につきまして、議席番号５番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

議席番号５番の田崎です。議案第５号２番の現況確認について申し上げます。

4月30日、委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地確認にまいりました。

申請地は、 の前方を流れております友田川の側にある396㎡の畑でした。申請地は、10年以上耕作を行っていないため、申請地のまわりは、ときわやダンチクが繁っており、灌木もありましたので、全員一致で、非農地と判断させていただきました。ご審議の程、お願いいたします。

議長（山田会長）

続いて、3番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田 敏純委員

7番の下田です。4月30日、委員2名、最適化推進委員1名、事務局2名で現地調査を実施しました。申請地は一部に灌木が繁茂し、山林に隣接しており、林野化が進むと予想されましたので、全員一致で非農地と判断しました。宜しくご審議ください。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第5号、現況確認について、4番の案件は、農地とし、その他は全て非農地とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第6、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画、集積及び配分案に係る意見決定についてをお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書103ページをお開きください。この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2段階方式の手続きに関するものとなります。1番、内容につきましては、104ページから107ページの「1. 農用地利用集積等促進計画、集積一覧表、令和8年5月25日公告予定分をご覧ください。1

番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。2番内容につきましては、108ページから110ページの2、農用地利用集積等促進計画、配分案、下関区域分と、111ページの利用権の設定を受ける者の経営状況下関区域分をご覧ください。2番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。なお、配分のための県の公告日が令和8年6月26日の予定となっております。別紙議案第6号関係資料の1ページから3ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画集積及び配分案に係る意見決定について、原案のとおり、意見なしとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案については、意見なしと決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7、議案第7号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請についてをお諮りします。なお、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号10番、田上光義委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書112ページをお開きください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。詳細につきましては、113ページから125ページの1、農用地利用集積等促進計画一括一覧表、令和8年6月1日公告予定分をご覧ください。

さい。今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに 山口県農地中間管理機構に対し策定要請を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し認可申請が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。議案第 7 号関係資料の 1 ページから 3 ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。いずれの案件も計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する 法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第 7 号、農用地利用集積等促進計画一括の策定要請について、原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本議案は、原案のとおり、承認と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に農用地利用集積等促進計画一括の策定について要請いたします。

田上委員、は着席をお願いいたします。

議長（山田会長）

次に、日程第 8、議案第 8 号、農地法施行に関する実施細則の一部改正についてお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

総会議案書 126 ページ、併せて議案第 8 号関係資料①、②、③をご覧ください。①は、新旧対照表の案、②が、改正後の様式案、③が、改正前の様式となります。説明の前に訂正がございます。改正後の様式で、一部罫線が欠落しておりましたので、本日お配りした、総会第 8 号関係資料① 2 ページ差替え分、総会第 8 号関係資料②、4 ページ差替え分への差し替えをお願いいたします。変更内容につきましては、総会第 8 号関係資料②、4 ページ差替え分の方が見やすいと思いますが、ページの中央やや下側にある国内連絡先の表について、住所と電話番号の間の縦線を、下の行まで引いていなかったため、追記したものでございます。申し訳ございませんでした。それでは、ご説明いたします。

提案理由は、農地法関係事務処理要領の一部が、令和８年４月１日に改正されたためでございます。４条転用許可申請と５条転用許可申請、そして相続による３条届出の様式に改正があり、順に詳しくご説明いたします。まず、４条転用許可申請と５条転用許可申請についてですが、申請者が国外居住者である場合にあって、国内連絡先となる者があるときは、国内連絡先欄にその者の氏名及び国内の住所、電話番号を記載することとなりました。そのため、現在の様式に、国内連絡先の欄を追加するものです。４条転用許可の申請書に欄を追加した様式が、議案第８号関係資料②の２ページ目、５条転用許可の申請書に欄を追加した様式が、議案第８号関係資料②の４ページ目、となっております。それぞれ、添付書類という表記の上に、国内連絡先の欄を追加し、注意事項の最後に、その旨を追記しております。次に、相続による３条届出についてですが、今まで届出者全員に受理通知書を交付しておりましたが、この度の改正により、受理通知書は、届出者が希望する場合にのみ交付することとする取扱いとしても差し支えない。と、なお書きが追加され、様式例第３号の１が改正されたことから、現在の様式に希望の有無の欄を追加したもので、議案第８号関係資料②の５ページ目が、改正後の様式となっております。表の最下段に希望の有無の欄を追加し、注意事項の最後に、その旨を追記しております。なお、本細則の施行日につきましては、本総会にてご承認いただいたのち、令和８年５月１５日とし、経過措置として、今回の改正の前に、改正前の様式による用紙で、現在残存するものは、使用することができることといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第８号 農地法施行に関する実施細則の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第9、議案第9号、農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表についてをお諮りいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局次長）

ご説明いたします。総会議案書127ページをお開きください。農業委員会等に関する法律第37条において、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表をするよう規定されており、公表の方法といたしましては、農林水産省経営局長通知に定められた様式によりインターネット等を通じて行うこととされております。議案第9号関係資料をご覧ください。令和7年度の実施状況につきまして記載しております。1枚目の様式4及び最後のページの様式6は、様式5を転記したものですので、様式5によりご説明いたします。様式5の1ページ目をご覧ください。1、農業委員会の状況として、令和7年度当初の農業委員会の現在の体制及び農家、農地等の概要を記載しております。続きまして2ページ目Ⅱ最適化活動の実施状況をご覧ください。各項目の現状及び課題、目標数値は、令和6年度第12回総会にて令和7年度最適化活動の目標の設定等としてご承認いただいたものです。1 最適化活動の成果目標、（1）農地の集積の③実績は、令和7年度の新規集積面積は15haで、累計集積面積は2,551ha、集積率に対する達成状況は77.6%でございました。続きまして2ページ目から3ページ目をご覧ください。

（2）遊休農地の発生防止・解消について、実績は3ページ目の③実績、令和7年度の解消実績面積はなしで、達成状況は0%でございました。④その他には、農地の利用状況・利用意向に関する調査状況を記載しております。続きまして3ページ目から4ページ目をご覧ください。3新規参入の促進について、実績は4ページ目の③実績、新規参入者への貸付等につきましては、33.8haで達成状況は、63.8%です。次に、2最適化活動の活動目標です。4ページ目の後半をご覧ください。（2）活動強化月間の設定の②実績について、各委員にご協力いただいたものを記載しております。続きまして5ページ目、（3）新規参入相談会への参加の②実績につきましては、記載のとおりです。次に推進委員等の点検・評価結果です。5ページ目の後半をご覧ください。各委員の活動について、国の運用通知等に基づいて集計を行った結果を記載しております。次に、6ページ目をご覧ください。事務の実施状況ですが、各項目における令和7年度の状況を記載しております。今回の総会で承認をいただきましたら、市のホームページにて公表するとともに、国、県等関係機関に報告をいたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、議案第9号、農業委員会等に関する法律第37条の規定による情報の公表について、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本議案については、原案のとおり決しました。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第10、報告第1号から日程第24、報告第15号までを一括して、事務局より報告を求めますが、大変時間がおしておりますので、よろしくご配慮をお願いします。

事務局（岡本事務局長補佐）

ご報告いたします。報告は、第1号から15号でございます。1号から7号、9号及び11号につきましては、専決により、受理書、証明書等を交付いたしました。残りにつきましては、報告書記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第15号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして、令和8年度第2回定例総会の閉会を宣告いたします。

（終了時刻 11時05分）

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....